

岩手県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第6号

岩手県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会公告式規則（昭和26年岩手県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（この規則の目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）の公布及びその他教育委員会の定める規程の公表に関し、<u>必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（規則の公布等）</p> <p>第2条 規則を公布しようとするとき、又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び<u>教育委員会委員長名</u>を記入しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）の公布及びその他教育委員会の定める規程の公表に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（規則の公布等）</p> <p>第2条 規則を公布しようとするとき、又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び<u>教育委員会教育長名</u>を記入しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この規則による改正後の岩手県教育委員会公告式規則第1条及び第2条第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の岩手県教育委員会公告式規則第1条及び第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。